

※本資料は監査委員による審査前の決算を元に作成しているため、精査の結果、今後、異動する可能性あり

# 令和4年度 決算の概要

# 一般会計 決算の概要

## 決算規模

新型コロナウイルス感染症対策の経費減等により、歳入歳出ともに前年度より、減少

◇歳入総額 2兆6,086億円

(前年度比 ▲5,614億円、82.3%)

◇歳出総額 2兆5,776億円

(前年度比 ▲5,597億円、82.2%)

## 決算の全体像

(単位：百万円)

歳入	県税等	地方交付税等	国庫支出金	県債	その他	
	907,695 (34.8%)	397,717 (15.2%)	431,988 (16.6%)	131,309 (5.0%)	739,938 (28.4%)	
歳出	人件費	社会保障関係費	公債費	投資的経費	行政経費	その他経費
	459,579 (17.8%)	362,352 (14.0%)	265,255 (10.3%)	254,839 (9.9%)	370,234 (14.4%)	865,340 (33.6%)

# 決算収支

- 社会経済活動の正常化に伴う企業業績の回復により、県税等が過去最高となる一方で、効率的な事業執行等に伴う歳出不用等により、**実質収支は令和3年度に引き続き、過去最高となる227億94百万円**
- ただし、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金活用事業等の実績減に対する国庫返納金など、後年度に167億82百万円の精算が生じる見込
- この結果、**精算分を除いた実質収支は60億12百万円となり、平成以降では過去最高**

(単位：百万円、%)

区 分	R4年度	R3年度	R4-R3	R4/R3
歳入総額 A	2,608,647	3,170,011	▲561,364	82.3
歳出総額 B	2,577,599	3,137,286	▲559,687	82.2
形式収支 C=(A-B)	31,048	32,725	▲1,677	94.9
翌年度繰越財源 D	8,254	10,944	▲2,690	75.4
実質収支 E=(C-D)	<b>22,794</b> <b>(6,012)</b>	21,781 (3,415)	1,013 (2,597)	-

(参考：実質収支の推移)

(単位：百万円)

H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
718	791	821	850	890	670	25	23	21,781 (3,415)	22,794 <b>(6,012)</b>

※下段 ( ) 書きは精算分除きの金額

# 主な財政指標（県政改革方針における財政運営目標の状況）

（単位：百万円、％）

区分	令和4年度 a	令和3年度 b	増減 a-b	令和10年度までの目標
収支	22,794 (6,012)	21,781 (3,415)	1,013 (2,597)	収支均衡を目指す
実質公債費比率	15.5%	15.2%	0.3%	21%程度 <small>（地方債協議制度同意基準(18%)と早期健全化基準(25%)の中間値(21.5%)未満</small>
3か年平均	15.2%	15.2%	0.0%	
将来負担比率	326.4%	315.1%	11.3%	305%程度 <small>（R3見込(319.7%)をH20～H30行革期間の縮減率(▲2.1%/年)並で縮減(305.5%)</small>
経常収支比率	98.7%	97.2%	1.5%	100%未満を維持

※下段（）書きは精算分除きの金額

# R4決算における歳入・歳出の概要

## 歳入の概要

- ① **県税等** **9,077億円**（前年度比 +340億円、103.9%）  
社会経済活動の正常化に伴う企業業績の回復等による法人事業税等の増や、輸入の増等による地方消費税の増
- ② **地方交付税等** **3,977億円**（前年度比 ▲1,327億円、75.0%）  
臨時財政対策債償還基金費の皆減による基準財政需要額の減や、企業業績の回復による法人関係税の増等による基準財政収入額の増
- ③ **国庫支出金** **4,320億円**（前年度比 ▲2,585億円、62.6%）  
新型コロナウイルス感染症対策の経費減により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等が減少したこと等による減
- ④ **県債** **1,313億円**（前年度比 ▲93億円、93.4%）  
事業進捗に伴う、緊急防災・減災事業債の減等による減
- ⑤ **その他** **7,399億円**（前年度比 ▲1,948億円、79.2%）  
ゼロゼロ融資の新規実行終了に伴い中小企業制度資金貸付金償還金が減少したこと等による減

## R4決算における歳入・歳出の概要

### 歳出の概要

- ① **人件費** **4,596億円**（前年度比 ▲20億円、99.6%）  
人事委員会勧告に基づく引上げにより期末・勤勉手当が増となる一方、退職者数の減少に伴い、退職手当の減により減
- ② **社会保障関係費** **3,624億円**（前年度比 +189億円、105.5%）  
後期高齢者の増加に伴う後期高齢者医療給付費負担金の増等による増
- ③ **公債費** **2,653億円**（前年度比 ▲818億円、76.4%）  
臨時財政対策債償還基金費の県債管理基金積立の皆減等による減
- ④ **投資的経費** **2,548億円**（前年度比 ▲175億円、93.6%）  
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗に伴う、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の減等による減
- ⑤ **行政経費** **3,702億円**（前年度比 ▲2,613億円、58.6%）  
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の減等による減
- ⑥ **その他経費** **8,653億円**（前年度比 ▲2,160億円、80.0%）  
ゼロゼロ融資の新規実行終了に伴う中小企業制度資金貸付金の減等による減

## 特別会計 決算の概要

### 歳入歳出決算（14会計）

◇歳入総額 1兆7,841億円

（前年度比 +65億円、100.4%）

◇歳出総額 1兆7,693億円

（前年度比 +69億円、100.4%）

実質収支 **148億23百万円の黒字**

### 主な特別会計の歳出規模

- ① **基金管理特別会計** **1,174億円**（前年度比 +966億円、563.8%）  
基金の集約解消による増等により、前年度から966億円の増
- ② **地方消費税清算特別会計** **5,327億円**（前年度比 +410億円、108.3%）  
輸入の増に伴う貨物割の増等により、清算金支出が増加したことから、前年度から410億円の増
- ③ **公債費特別会計** **5,526億円**（前年度比 ▲1,151億円、82.8%）  
臨時財政対策債償還基金費の県債管理基金積立の皆減や財源対策債の繰上償還の皆減等により、元金が1,121億円減少したことから、前年度から1,151億円の減

# 公営企業会計 決算の概要

## 歳入歳出決算（8会計）

### ◆収益的収支

- ◆収入 **2,244億円**  
(前年度比 +151億円、107.1%)
- ◆支出 **2,255億円**  
(前年度比 +267億円、113.4%)

### ◆資本的収支

- ◆収入 **417億円**  
(前年度比 ▲243億円、63.2%)
- ◆支出 **630億円**  
(前年度比 ▲131億円、82.8%)

## 会計別の状況

### ① 病院事業

新型コロナウイルス感染症の影響による減収に対し、診療報酬の増額や空床補償等により減収分は概ね補填されたが、はりま姫路総合医療センター開院に伴う患者調整等の影響により、**経常損益は30億円の赤字**  
また、旧姫路循環器病センターの特別償却等を特別損失として計上したことにより、**純損益は85億円の赤字**

### ② 企業庁事業

収益的収支を有する会計について、全事業で黒字を確保。水道用水供給事業、工業用水道事業を中心に、物価高騰による動力費が増加し、減益要因となった一方で、地域整備事業会計、地域創生整備事業会計の土地分譲が進んだため、**5会計合わせると、純損益は前年度とほぼ同額の64億円の黒字**

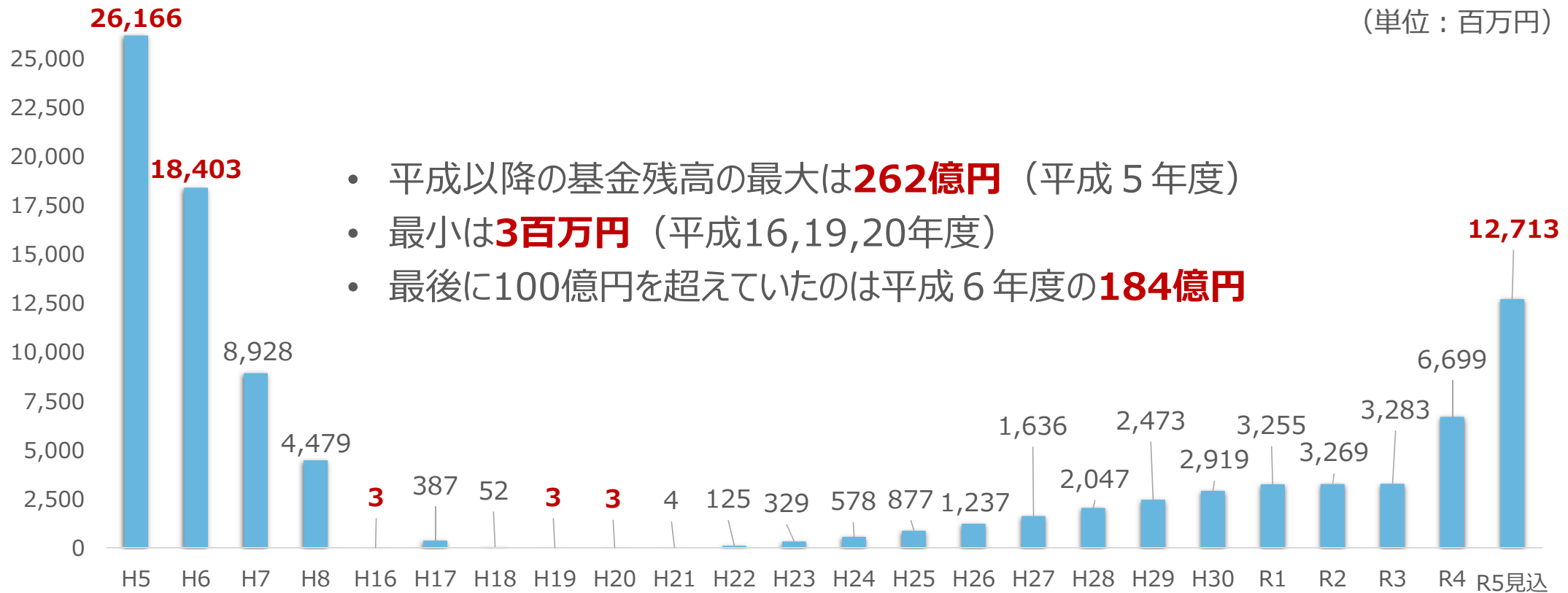
### ③ 流域下水道事業

企業会計適用を開始した**平成30年度以来5年連続で黒字**



## (参考) 財政基金残高の状況

令和5年度末残高は、震災以降 **約30年ぶりに、100億円を超え**、127億円となる見込み



- 平成以降の基金残高の最大は**262億円**（平成5年度）
- 最小は**3百万円**（平成16,19,20年度）
- 最後に100億円を超えていたのは平成6年度の**184億円**

※H6～R4：決算、R5：年間見込

# 兵庫県の決算

(令和4年度)

兵庫県財務部財政課



## 〈目 次〉

I	一般会計決算	4
1	決算の概要	4
	（1）決算規模	4
	（2）決算収支	4
	（3）主な財政指標（財政運営の目標の状況）	5
2	歳入・歳出の概要	6
	（1）歳入の概要	6
	（2）歳出の概要	7
3	主な歳入の説明	8
	（1）県税等	8
	（2）地方交付税等	9
	（3）県債	10
	（4）基金残高の推移	11
4	主な歳出の説明	12
	（1）社会保障関係費	12
	（2）公債費	13
	（3）投資的経費	14
	（4）行政経費	15
II	特別会計決算	16
III	公営企業会計決算	18
◇	県民一人当たりの決算額	19
◇	財政・健全化判断比率用語集	20

# I 一般会計決算

## 1 決算の概要

### (1) 決算規模

- ・新型コロナウイルス感染症対策の経費減等により、歳入歳出ともに減少

◇歳入総額 2兆6,086億円（前年度比 ▲5,614億円、82.3%）

◇歳出総額 2兆5,776億円（前年度比 ▲5,597億円、82.2%）

### (2) 決算収支

- ・社会活動の正常化に伴う企業業績の回復により、県税等が過去最高となる一方で、効率的な事業執行等に伴う歳出不用等により、実質収支は過去最大となる227億94百万円、実質単年度収支は44億29百万円の黒字を確保
- ・ただし、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金活用事業等の実績減に対する国庫返納金など、後年度に167億82百万円の精算が生じる見込
- ・この結果、精算分を除いた実質収支は60億12百万円、実質単年度収支は60億13百万円の黒字を確保

（単位：百万円、%）

区 分	R4年度	R3年度	R4-R3	R4/R3
歳 入 総 額 A	2,608,647	3,170,011	▲ 561,364	82.3
歳 出 総 額 B	2,577,599	3,137,286	▲ 559,687	82.2
形式収支 C=(A-B)	31,048	32,725	▲ 1,677	94.9
翌年度繰越財源 D	8,254	10,944	▲ 2,690	75.4
実質収支 E=(C-D)	22,794 (6,012)	21,781 (3,415)	1,013 (2,597)	—
単年度収支 F	1,013 (2,597)	21,758 (3,392)	▲ 20,745 (▲ 795)	—
財政基金積立金 G	17,873	14	17,859	127,664.3
財政基金取崩額 H	14,457	0	14,457	—
実質単年度収支 (F+G-H)	4,429 (6,013)	21,772 (3,406)	▲ 17,343 (2,607)	—

※下段（ ）書きは精算分除きの金額

### (決算収支の推移)

（単位：百万円）

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
実質収支	718	791	821	850	890	670	25	23	21,781 (3,415)	22,794 (6,012)
実質単年度収支	420	434	428	440	466	226	▲ 309	12	21,772 (3,406)	4,429 (6,013)

※下段（ ）書きは精算分除きの金額

(3) 主な財政指標（県政改革方針における財政運営目標の状況）

（単位：百万円、％）

区分	令和4年度 a	令和3年度 b	増減 a-b	説明	令和10年度までの目標
収支	22,794 (6,012)	21,781 (3,415)	1,013 (2,597)	県税等の増や歳出不用等により、実質収支は過去最高の228億円となったものの、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金活用事業等の実績減に対する国庫返納金等の後年度精算が生じる見込のため、精算分を除いた実質収支は60億円となった	収支均衡を目指す
実質公債費比率	15.5%	15.2%	0.3%	標準財政規模が減少したことから、前年度から0.3ポイント増加	21%程度 （地方債協議制度同意基準(18%)と早期健全化基準(25%)の中間値(21.5%)未満）
3か年平均	15.2%	15.2%	0.0%		
将来負担比率	326.4%	315.1%	11.3%	標準財政規模が減少したことから、前年度から11.3ポイント増加	305%程度 （R3見込(319.7%)をH20～H30行革期間の縮減率(▲2.1%/年)並で縮減(305.5%)）
経常収支比率	98.7%	97.2%	1.5%	地方交付税等が減少したことから、前年度から1.5ポイント増加	100%未満を維持

※下段（ ）書きは精算分除きの金額

## 2 歳入・歳出の概要

### (1) 歳入の概要

- ① 県税等 9,077億円（前年度比 +340億円、103.9%）  
 社会経済活動の正常化に伴う企業業績の回復等による法人事業税等の増や、輸入の増等による地方消費税の増
- ② 地方交付税等 3,977億円（前年度比 ▲1,327億円、75.0%）  
 臨時財政対策債償還基金費の皆減による基準財政需要額の減や、企業業績の回復による法人関係税の増等による基準財政収入額の増
- ③ 国庫支出金 4,320億円（前年度比 ▲2,585億円、62.6%）  
 新型コロナウイルス感染症対策の経費減により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等が減少したこと等による減
- ④ 県債 1,313億円（前年度比 ▲93億円、93.4%）  
 事業進捗に伴う、緊急防災・減災事業債の減等による減
- ⑤ その他 7,399億円（前年度比 ▲1,948億円、79.2%）  
 ゼロゼロ融資の新規実行終了に伴い中小企業制度資金貸付金償還金が減少したこと等による減

### ◇歳入決算の内訳

（単位：百万円、%）

区 分	令和4年度		令和3年度		増 減 (a - b)	a / b
	a	構成比	b	構成比		
1 県 税 等	907,695	34.8	873,727	27.6	33,968	103.9
2 地 方 交 付 税 等	397,717	15.2	530,412	16.7	▲ 132,695	75.0
地 方 交 付 税	350,363	13.4	375,278	11.8	▲ 24,915	93.4
臨 時 財 政 対 策 債	47,354	1.8	155,134	4.9	▲ 107,780	30.5
3 国 庫 支 出 金	431,988	16.6	690,491	21.8	▲ 258,503	62.6
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 地 方 創 生 臨 時 交 付 金	75,088	2.9	314,528	9.9	▲ 239,440	23.9
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 緊 急 包 括 支 援 交 付 金	124,758	4.8	125,506	4.0	▲ 748	99.4
4 県 債	131,309	5.0	140,657	4.4	▲ 9,348	93.4
5 そ の 他	739,938	28.4	934,724	29.5	▲ 194,786	79.2
中 小 企 業 制 度 資 金 貸 付 金 償 還 金	463,725	17.8	735,745	23.2	▲ 272,020	63.0
合 計	2,608,647	100.0	3,170,011	100.0	▲ 561,364	82.3

※ 県債欄は臨時財政対策債を除く

(2) 歳出の概要

- ① 人件費 4,596億円(前年度比 ▲20億円、99.6%)  
人事委員会勧告に基づく引上げにより期末・勤勉手当が増となる一方、退職者数の減少に伴い、退職手当の減により減
- ② 社会保障関係費 3,624億円(前年度比 +189億円、105.5%)  
後期高齢者の増加に伴う後期高齢者医療給付費負担金の増等による増
- ③ 公債費 2,653億円(前年度比 ▲818億円、76.4%)  
臨時財政対策債償還基金費の県債管理基金積立の皆減等による減
- ④ 投資的経費 2,548億円(前年度比 ▲175億円、93.6%)  
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗に伴う、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の減等による減
- ⑤ 行政経費 3,702億円(前年度比 ▲2,613億円、58.6%)  
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の減等による減
- ⑥ その他経費 8,653億円(前年度比 ▲2,160億円、80.0%)  
ゼロゼロ融資の新規実行終了に伴う中小企業制度資金貸付金の減等による減

◇歳出決算の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度		令和3年度		増減 a - b	a / b
	a	構成比	b	構成比		
1 人 件 費	459,579 (398,794)	17.8	461,534 (399,784)	14.7	▲ 1,955 (▲ 990)	99.6 (99.8)
期 末 ・ 勤 勉 手 当 等	156,427	6.1	153,998	4.9	2,429	101.6
退 職 手 当	33,795	1.3	37,869	1.2	▲ 4,074	89.2
2 社 会 保 障 関 係 費	362,352 (319,994)	14.0	343,414 (310,552)	10.9	18,938 (9,442)	105.5 (103.0)
3 公 債 費	265,255 (259,555)	10.3	347,083 (346,644)	11.1	▲ 81,828 (▲ 87,089)	76.4 (74.9)
4 投 資 的 経 費	254,839	9.9	272,370	8.7	▲ 17,531	93.6
5 行 政 経 費	370,234	14.4	631,529	20.1	▲ 261,295	58.6
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 拡 大 防 止 協 力 金 関 係 経 費	34,312	1.3	293,794	9.4	▲ 259,482	11.7
6 そ の 他 経 費	865,340	33.6	1,081,356	34.5	▲ 216,016	80.0
中 小 企 業 制 度 資 金 貸 付 金	463,725	18.0	735,745	23.5	▲ 272,020	63.0
合 計	2,577,599	100.0	3,137,286	100.0	▲ 559,687	82.2

※ 下段 ( ) 書きは一般財源



### 3 主な歳入の説明

#### (1) 県税等 9,077億円 (前年度比 +340億円、103.9%)

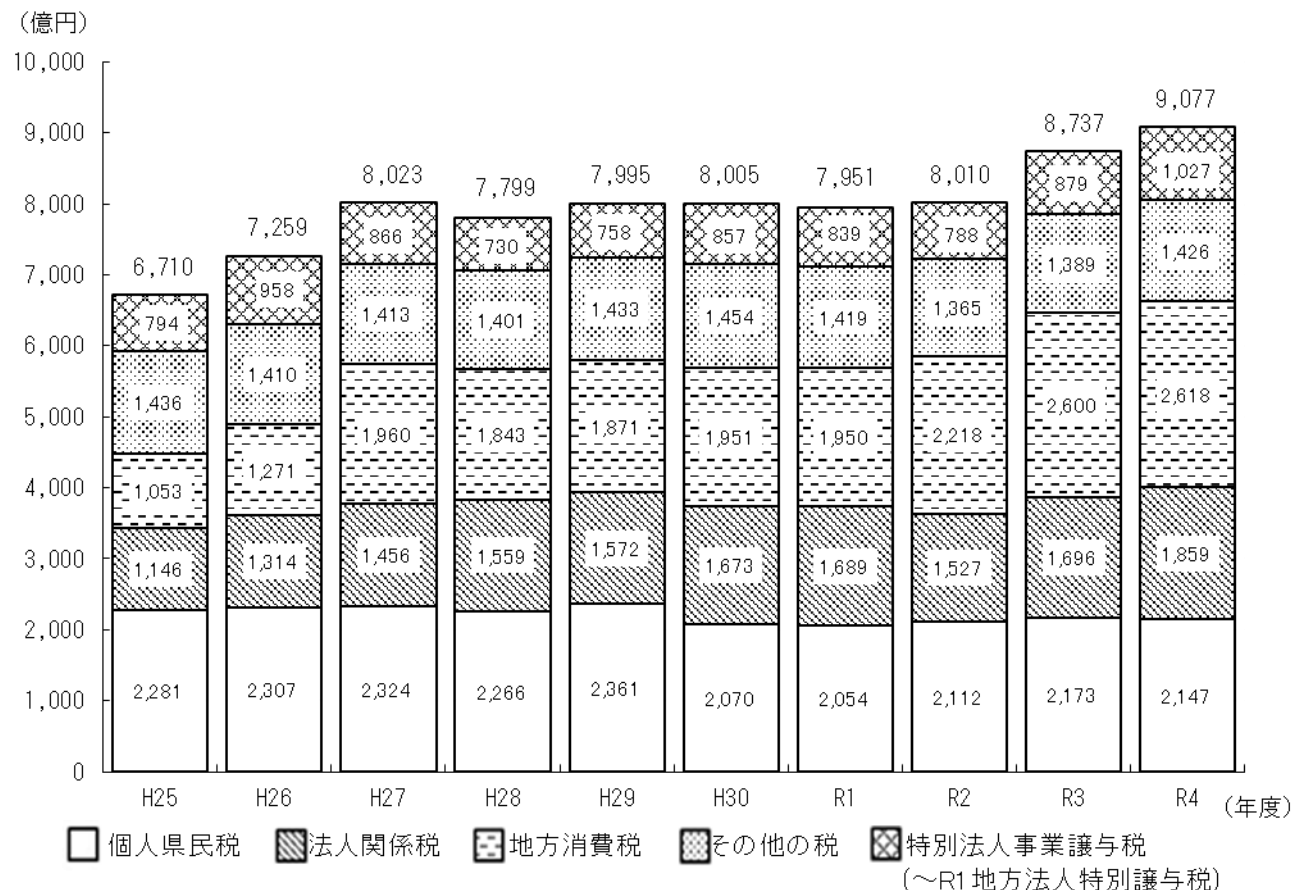
- ・特別法人事業譲与税を含めた県税等は、前年度から340億円の増となり、同年度の8,737億円を上回る過去最高の9,077億円
- ・個人県民税は、株式等譲渡所得割が前年度からの反動減で大きく減少したことにより、26億円の減
- ・法人関係税は、社会経済活動の正常化に伴う企業業績の回復により、163億円の増
- ・地方消費税は、輸入の増に伴う貨物割の増等により18億円の増
- ・特別法人事業譲与税は、前年度から148億円の増

#### ◇県税等

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度 a	令和3年度 b	増 減 (a - b)	a / b
県 税	805,043	785,836	19,207	102.4
個人県民税	214,702	217,340	▲ 2,638	98.8
法人関係税	185,898	169,563	16,335	109.6
地方消費税	261,796	260,019	1,777	100.7
その他の税	142,647	138,914	3,733	102.7
特別法人事業譲与税	102,652	87,891	14,761	116.8
合 計	907,695	873,727	33,968	103.9

#### ◇県税等の推移



(2) 地方交付税等 3,977億円(前年度比 ▲1,327億円、75.0%)

- ・臨時財政対策債償還基金費(※)の皆減、地方公務員の給与改定による給与費の減等に  
に伴い、基準財政需要額が508億円の減
- ・企業業績の回復による法人関係税の増等に伴い、基準財政収入額が820億円の増
- ・これらにより、普通交付税と臨時財政対策債の合計は、1,328億円の減
- ・特別交付税を加えた地方交付税等の総額は、1,327億円の減

※臨時財政対策債償還基金費:令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金積立に要する経費を措置(425億円)

◇地方交付税等

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度 a	令和3年度 b	増減 (a - b)	a / b
普通交付税	346,064	371,130	▲ 25,066	93.2
当初算定	337,456	321,773	15,683	104.9
再算定	8,608	49,357	▲ 40,749	17.4
臨時財政対策債	47,354	155,134	▲ 107,780	30.5
合 計	393,418	526,264	▲ 132,846	74.8
特別交付税	4,299	4,148	151	103.6
再 計	397,717	530,412	▲ 132,695	75.0

※ 普通交付税と臨時財政対策債の合計=基準財政需要額-基準財政収入額

(参考)

(単位:百万円)

区 分	令和4年度 a	令和3年度 b	増減 (a - b)
基準財政需要額①	960,219	1,011,059	▲ 50,840
基準財政収入額②	566,801	484,795	82,006
差引(①-②) 普通交付税+臨時財政対策債	393,418	526,264	▲ 132,846

(3) 県債 1,313億円 (前年度比 ▲93億円、93.4%)

- ・投資的経費に充当した県債は、通常債が31億円の増となる一方で、緊急防災・減災事業債の42億円の減や緊急自然災害防止対策事業債の58億円の減などにより、93億円の減
- ・臨時財政対策債を含めた県債の総発行額は、前年度から1,171億円の減

◇県債

(単位：百万円、%)

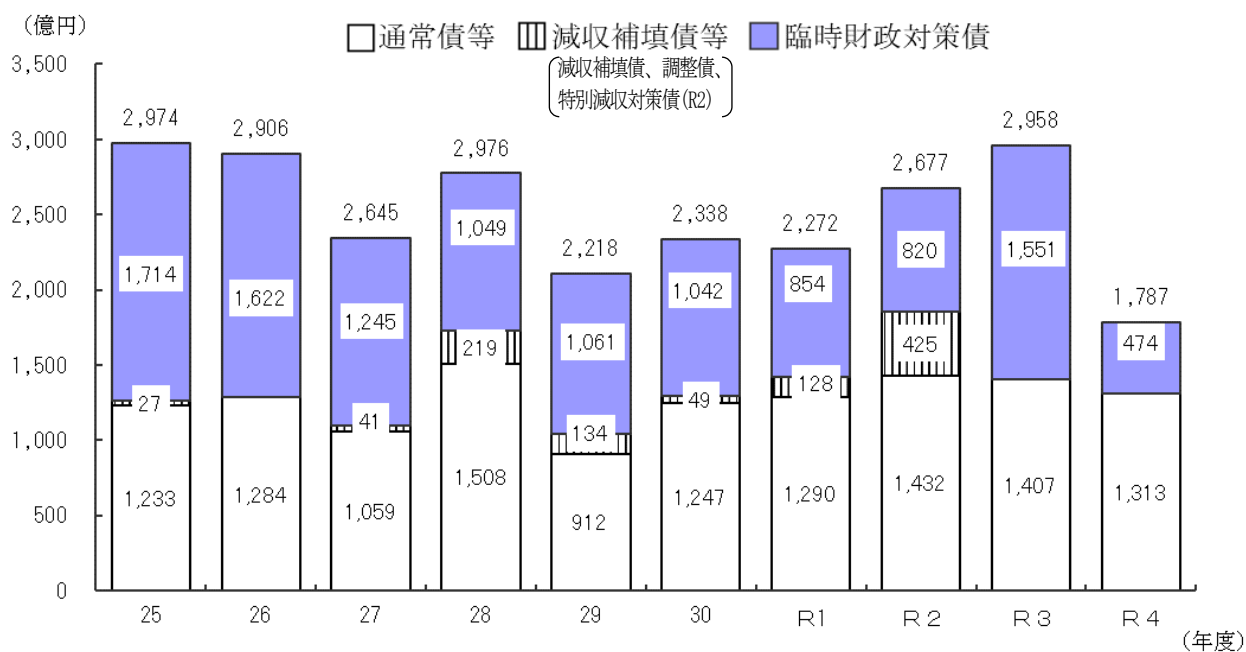
区分	令和4年度		令和3年度		増減 (a-b)	a/b
	a	構成比	b	構成比		
通常債	90,999	69.3	87,889	62.5	3,110	103.5
災害復旧事業債	180	0.1	183	0.1	▲3	98.4
緊急防災・減災事業債	4,614	3.5	8,777	6.2	▲4,163	52.6
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	24,139	18.4	25,279	18.0	▲1,140	95.5
緊急自然災害防止対策事業債	9,077	6.9	14,900	10.6	▲5,823	60.9
緊急浚渫推進事業債	2,300	1.8	3,629	2.6	▲1,329	63.4
合計	131,309	100.0	140,657	100.0	▲9,348	93.4

(参考) 臨時財政対策債を含めた場合

(単位：百万円)

臨時財政対策債	47,354	—	155,134	—	▲107,780	30.5
県債計	178,663	—	295,791	—	▲117,128	60.4

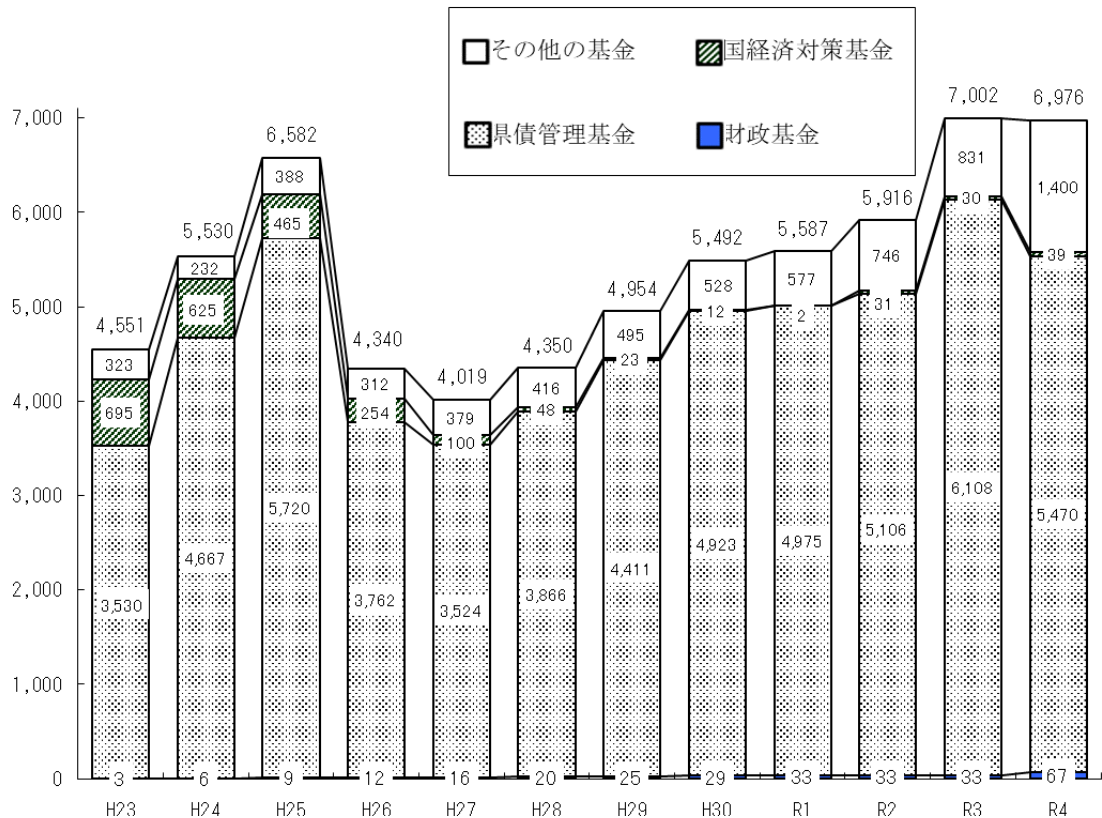
◇県債発行額の推移



※ 通常債等には、災害復旧事業債、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債を含む

#### (4) 基金残高の推移

- ・関連法人事業基金の県債管理基金への集約の解消等により、前年度から26億円減の6,976億円



(単位: 百万円、%)

区 分		令和4年度 決算 A	令和3年度 決算 B	増減 A - B	A / B
財政基金	前年度残高 a	3,283	3,269	14	100.4
	積立額 b	17,873	14	17,859	127,664.3
	取崩額 c	14,457	0	14,457	0.0
	当該年度残高 a+b-c	6,699	3,283	3,416	204.1
県債管理基金	前年度残高 d	610,796	510,590	100,206	119.6
	積立額 e	157,306	254,421	△ 97,115	61.8
	取崩額 f	221,094	154,215	66,879	143.4
	当該年度残高 d+e-f	547,008	610,796	△ 63,788	89.6
経済対策関連基金	前年度残高 g	2,983	3,085	△ 102	96.7
	積立額 h	1,377	1,676	△ 299	82.2
	取崩額 i	437	1,778	△ 1,341	24.6
	当該年度残高 g+h-i	3,923	2,983	940	131.5
その他基金	前年度残高 j	83,134	74,624	8,510	111.4
	積立額 k	109,954	27,952	82,002	393.4
	取崩額 l	53,128	19,442	33,686	273.3
	当該年度残高 j+k-l	139,960	83,134	56,826	168.4
残高合計		697,590	700,196	△ 2,606	99.6

※ 平成18年度2月補正以降に県債管理基金に集約した内部基金・関連法人事業基金について、集約解消を図るため、残額を取崩(内部基金分はその他基金に積立て、関連法人事業基金分は各団体へ返還)

(ア) 内部基金: 53,098百万円(県有施設等整備基金ほか8基金)

(イ) 関連法人事業基金: 29,905百万円(ひょうごボラッパ-基金(兵庫県社会福祉協議会)ほか10基金)

※ 政策目的で保有する株式の集約解消のため、相当額を取崩し(関西電力株式など、計28銘柄・21,825百万円)

#### 4 主な歳出の説明

(1) 社会保障関係費 3,623億円(前年度比 +189億円、105.5%)

- ・社会保障・税一体改革関係費は、介護職員の待遇改善に伴い給付金等が増
- ・その他の社会保障関係費は、不妊治療の保険適用に伴い、特定不妊治療費助成事業が減となる一方、後期高齢者の増加に伴う後期高齢者医療給付費負担金の増等により増

#### ◇社会保障関係費

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度 a	令和3年度 b	増 減 ( a - b )	a / b
社 会 保 障 関 係 費	362,352 (319,994)	343,414 (310,552)	18,938 (9,442)	105.5 (103.0)
社会 保 障 ・ 税 一 体 改 革 関 係 費	79,381 (54,018)	70,329 (52,073)	9,052 (1,945)	112.9 (103.7)
そ の 他 の 社 会 保 障 関 係 費	282,971 (265,976)	273,085 (258,479)	9,886 (7,497)	103.6 (102.9)
後 期 高 齢 者 医 療 費 県 費 負 担 金	75,787 (75,787)	72,097 (72,097)	3,690 (3,690)	105.1 (105.1)
障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 県 費 負 担 金	29,144 (29,144)	27,595 (27,595)	1,549 (1,549)	105.6 (105.6)
介 護 給 付 費 県 費 負 担 金	67,435 (67,435)	66,410 (66,410)	1,025 (1,025)	101.5 (101.5)
国 民 健 康 保 険 関 係 費	45,655 (45,655)	45,276 (45,276)	379 (379)	100.8 (100.8)
障 害 児 措 置 費	9,325 (8,573)	8,312 (7,665)	1,013 (908)	112.2 (111.8)
障 害 者 自 立 支 援 医 療 費	9,247 (5,617)	9,058 (5,526)	189 (91)	102.1 (101.6)
児 童 手 当 交 付 金	11,786 (11,786)	12,216 (12,216)	▲ 430 (▲ 430)	96.5 (96.5)
県 単 独 福 祉 医 療 費	8,407 (7,471)	9,300 (8,311)	▲ 893 (▲ 840)	90.4 (89.9)
特 定 不 妊 治 療 費 助 成 費	393 (0)	1,738 (0)	▲ 1,345 (0)	22.6 —
そ の 他	25,792 (14,508)	21,083 (13,383)	4,709 (1,125)	122.3 (108.4)

※ 各区分のうち上段は決算額、下段( )書きは一般財源

(参考) 引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要した経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
歳 入	71,377
引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分の市町交付金を除く)	71,377
歳 出	71,377
充実分	53,984
社会保障の充実(子ども・子育て支援、医療・介護の充実)	40,276
公経済負担増	3,379
新しい経済政策パッケージ(幼児教育・保育の無償化等)	10,329
安定化分	17,393

(2) 公債費 2,653億円 (前年度比 ▲818億円、76.4%)

- ・国の令和3年度補正予算(第1号)における国税収入の補正等に伴い措置のあった、臨時財政対策債償還基金費の県債管理基金積立の皆減(▲425億円)や財源対策債の繰上償還の皆減(▲320億円)等により前年度から818億円の減

◇公債費

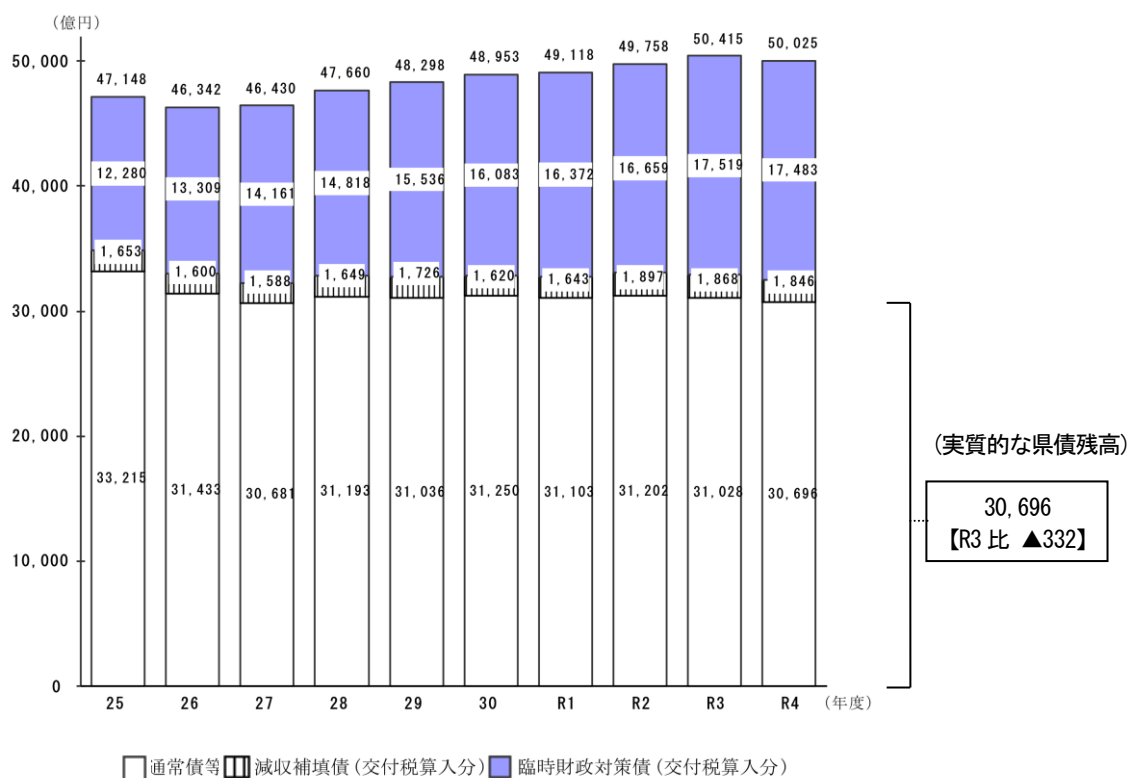
(単位：百万円、%)

区分	令和4年度 a	令和3年度 b	増減 (a - b)	a / b
公債費	265,255	347,083	▲81,828	76.4

(参考) R4 震災関連公債費：362億円

◇県債残高(今後、金融機関に実際に償還すべき残高)の推移

- ・県債残高の総額から、後年度に地方交付税で措置される臨時財政対策債と減収補填債の残高を除いた実質的な県債残高は、通常債等の償還が進んだこと等により、前年度から332億円の減



(参考1) 地方財政調査方式に基づく県債残高の推移

(単位：億円)

H7	H8	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
15,870	18,183	39,825	40,442	40,682	41,391	41,340	41,375	41,249	41,192	40,916	40,257

※地方財政調査方式に基づく県債残高

満期一括方式で償還する県債について、満期まで各年度の償還相当額を県債管理基金に積み立て、その積立額を「公債費」として取り扱うことで、県債残高から控除したもの

(参考2) 震災関連県債残高の推移 (地方財政調査方式)

(単位：億円)

H7	H8	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
8,233	12,131	5,757	5,303	4,818	4,386	3,992	3,615	3,229	2,853	2,498	2,158

※普通会計ベース

(3) 投資的経費 2,548億円 (前年度比 ▲175億円、93.6%)

- ・補助事業費は、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(※1)の進捗に伴う、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の減等により前年度から減
- ・単独事業費は、事業が進捗した緊急自然災害防止対策事業の減等により、前年度から減

◇投資的経費

(単位：百万円、%)

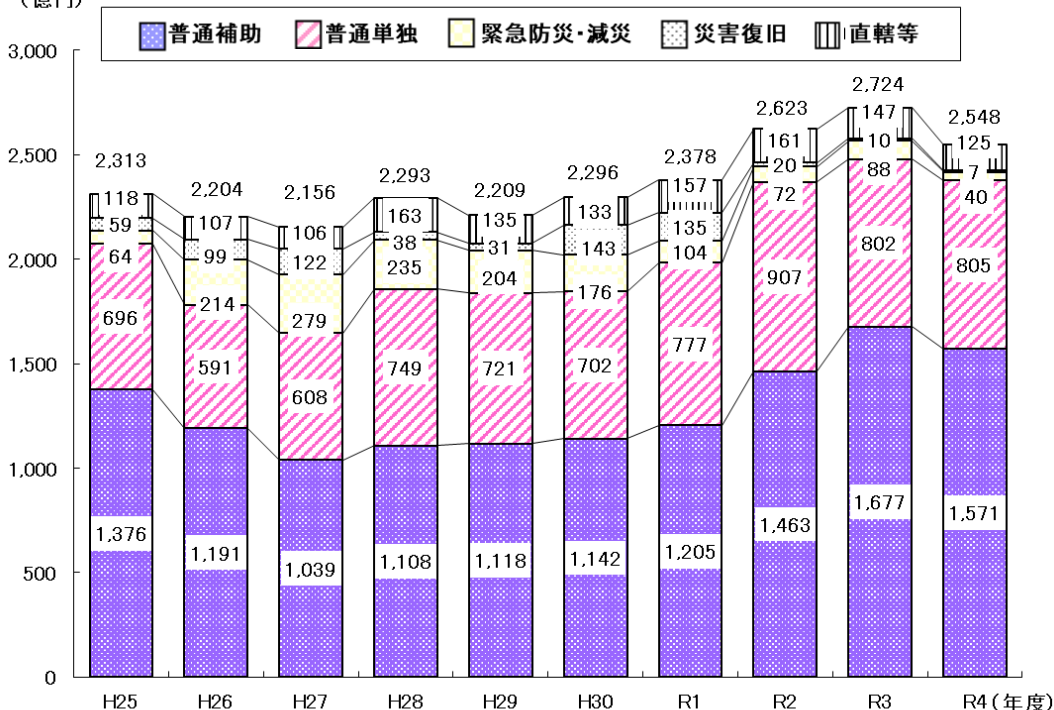
区 分	令和4年度 a	令和3年度 b	増減 (a - b)	a / b
投資的経費	254,839	272,370	▲17,531	93.6
普通建設事業費	254,126	271,353	▲17,227	93.7
補助事業費	157,072	167,680	▲10,608	93.7
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	47,815	56,958	▲9,143	83.9
単独事業費	84,541	89,017	▲4,476	95.0
緊急自然災害防止対策事業	9,189	15,082	▲5,893	60.9
国直轄事業負担金等	12,513	14,656	▲2,143	85.4
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	2,193	3,165	▲972	69.3
災害復旧事業費	713	1,017	▲304	70.1

※1 防災・減災、国土強靱化緊急対策の概要

区 分	5か年加速化対策	<参考>3か年緊急対策
概 要	激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策等の加速化・深化を目的とした国庫補助事業	防災のための重要インフラの機能維持等を目的とした国庫補助事業等
対 策 期 間	令和3年～令和7年(5年間)	平成30年～令和2年(3年間)
事業規模(全国)	おおむね1.5兆円	おおむね7兆円

◇投資的経費の推移

(億円)



(4) 行政経費 3,702億円(前年度比 ▲2,613億円、58.6%)

- ・物件費は、ひょうごを旅しようキャンペーンの実施等により149億円の増
- ・補助費等は、県の営業時間短縮等の要請に応じた飲食店等に対する協力金の支給の減等により2,764億円の減

◇行政経費

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度 a	令和3年度 b	増減 (a - b)	a / b
行政経費	370,234	631,529	▲ 261,295	58.6
物件費	70,298	55,375	14,923	126.9
補助費等	290,697	567,091	▲ 276,394	51.3
維持補修費	9,239	9,063	176	101.9

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策経費

(単位：百万円)

区 分	令和4年度 a	令和3年度 b	増減額 a - b	前年度比 a / b	主な増減理由
人件費	391	701	▲ 310	55.8%	
行政経費	221,886	473,399	▲ 251,513	46.9%	
物件費	40,310	22,953	17,357	175.6%	・感染拡大防止協力金関係経費 ▲ 881 ・ひょうごで食べようキャンペーン + 591 ・ひょうごを旅しようキャンペーン + 15,682 等
補助費等	181,576	450,446	▲ 268,870	40.3%	・感染拡大防止協力金関係経費 ▲258,600 等
その他経費	379,326	657,943	▲ 278,617	57.7%	・新型コロナウイルス感染症対応無利子資金 ▲278,721 等
計	601,603	1,132,043	▲ 530,440	53.1%	



## Ⅱ 特別会計決算

### 1 歳入歳出決算（14会計）

◇歳入総額 1兆7,841億円（前年度比 +65億円、100.4%）

◇歳出総額 1兆7,693億円（前年度比 +69億円、100.4%）

### 2 実質収支 148億23百万円の黒字

### 3 主な特別会計の歳出規模

#### （1）基金管理特別会計 1,174億円

（前年度比 +966億円、563.8%）

- ・基金の集約解消による増等により、前年度から966億円の増

#### （2）地方消費税清算特別会計 5,327億円

（前年度比 +410億円、108.3%）

- ・輸入の増に伴う貨物割の増等により、清算金支出が増加したことから、前年度から410億円の増

#### （3）公債費特別会計 5,526億円

（前年度比 ▲1,151億円、82.8%）

- ・臨時財政対策債償還基金費の県債管理基金積立の皆減や財源対策債の繰上償還の皆減等により、元金が1,121億円減少したことから、前年度から1,151億円の減

## ◇特別会計決算収支

(単位：百万円、%)

区 分	歳 入			歳 出			形式収支	翌年度繰越財源	実質収支
	令和4年度	令和3年度	前年度増減 (前年度比)	令和4年度	令和3年度	前年度増減 (前年度比)			
県有環境林等	14,437	14,766	▲ 329 (97.8%)	14,437	14,766	▲ 329 (97.8%)	0	0	0
港湾整備事業	4,806	4,221	585 (113.9%)	4,656	4,028	628 (115.6%)	150	0	150
公共事業用地 先行取得事業	7,510	7,947	▲ 437 (94.5%)	7,510	7,947	▲ 437 (94.5%)	0	0	0
県営住宅事業	29,783	30,092	▲ 309 (99.0%)	28,604	30,014	▲ 1,410 (95.3%)	1,179	1	1,178
勤労者総合福祉 施設整備事業	2,960	2,893	67 (102.3%)	2,960	2,893	67 (102.3%)	0	0	0
庁用自動車管理	164	182	▲ 18 (90.1%)	164	182	▲ 18 (90.1%)	0	0	0
公 債 費	552,630	667,716	▲ 115,086 (82.8%)	552,630	667,716	▲ 115,086 (82.8%)	0	0	0
自治振興助成事業	1,262	1,203	59 (104.9%)	798	1,087	▲ 289 (73.4%)	464	0	464
母子父子寡婦 福祉資金	319	353	▲ 34 (90.4%)	188	184	4 (102.2%)	131	0	131
小規模企業者等 振興資金	3,639	3,875	▲ 236 (93.9%)	2,118	2,452	▲ 334 (86.4%)	1,521	0	1,521
農林水産資金	1,828	1,888	▲ 60 (96.8%)	1,162	696	466 (167.0%)	666	0	666
基金管理	117,396	20,823	96,573 (563.8%)	117,396	20,823	96,573 (563.8%)	0	0	0
地方消費税清算	532,683	491,703	40,980 (108.3%)	532,683	491,703	40,980 (108.3%)	0	0	0
国民健康保険事業	514,676	529,937	▲ 15,261 (97.1%)	503,963	517,835	▲ 13,872 (97.3%)	10,713	0	10,713
合 計	1,784,093	1,777,599	6,494 (100.4%)	1,769,269	1,762,326	6,943 (100.4%)	14,824	1	14,823

### Ⅲ 公営企業会計決算

#### 1 歳入歳出決算（8会計）

##### ◇収益的収支

収入 2, 244億円（前年度比 + 151億円、107.1%）  
 支出 2, 255億円（前年度比 + 267億円、113.4%）

##### ◇資本的収支

収入 417億円（前年度比 ▲ 243億円、63.2%）  
 支出 630億円（前年度比 ▲ 131億円、82.8%）

#### 2 会計別の状況

##### (1) 病院事業

新型コロナウイルス感染症の影響による減収に対し、診療報酬の増額や空床補償等により減収分は概ね補填されたが、はりま姫路総合医療センター開院に伴う患者調整等の影響により、経常損益は30億円の赤字、純損益は旧姫路循環器病センターの特別償却等を特別損失として計上したことにより、85億円の赤字となった。

##### (2) 企業庁事業

収益的収支を有する会計について、全事業で黒字を確保。

水道用水供給事業、工業用水道事業を中心に、物価高騰による動力費が増加し、減益要因となった一方で、地域整備事業会計、地域創生整備事業会計の土地分譲が進んだため、5会計合わせると、純損益は前年度とほぼ同額の64億円の黒字を確保。

##### (3) 流域下水道事業

企業会計適用を開始した平成30年度以来5年連続で黒字を確保。

#### ◇公営企業会計決算収支

（単位：百万円）

区分	病院事業	水道用水供給事業	工業用水道事業	水源開発事業	地域整備事業	企業資産運用事業	地域創生整備事業	流域下水道事業	合計	
収益的収支	収入	(151,539)	(15,918)	(4,142)	(0)	(3,730)	(1,500)	(3,093)	(29,428)	(209,350)
		163,439	15,882	4,089	0	5,779	1,560	3,219	30,435	224,403
	支出	(148,353)	(12,678)	(3,072)	(0)	(3,570)	(1,196)	(1,535)	(28,425)	(198,829)
		171,979	13,005	3,241	0	5,176	1,193	1,555	29,396	225,545
差引	(3,186)	(3,240)	(1,070)	(0)	(160)	(304)	(1,558)	(1,003)	(10,521)	
	▲ 8,540	2,877	848	0	603	367	1,664	1,039	▲ 1,142	
資本的収支	収入	34,405	(9,302)	(1,023)	(80)	(1,692)	(509)	(221)	(18,729)	(65,961)
		20,148	1,387	0	79	2,876	205	175	16,835	41,705
	支出	(38,949)	(12,087)	(2,704)	(80)	(1,617)	(0)	(1,670)	(19,020)	(76,127)
		23,616	7,775	1,473	79	12,405	0	515	17,175	63,038
差引	(▲ 4,544)	(▲ 2,785)	(▲ 1,681)	(0)	(75)	(509)	(▲ 1,449)	(▲ 291)	(▲ 10,166)	
	▲ 3,468	▲ 6,388	▲ 1,473	0	▲ 9,529	205	▲ 340	▲ 340	▲ 21,333	
合計	収入	(185,944)	(25,220)	(5,165)	(80)	(5,422)	(2,009)	(3,314)	(48,157)	(275,311)
		183,587	17,269	4,089	79	8,655	1,765	3,394	47,270	266,108
	支出	(187,302)	(24,765)	(5,776)	(80)	(5,187)	(1,196)	(3,205)	(47,445)	(274,956)
		195,595	20,780	4,714	79	17,581	1,193	2,070	46,571	288,583
差引	(▲ 1,358)	(455)	(▲ 611)	(0)	(235)	(813)	(109)	(712)	(355)	
	▲ 12,008	▲ 3,511	▲ 625	0	▲ 8,926	572	1,324	699	▲ 22,475	

※ 上段（ ）書きは前年度の数値

(参 考)

◇県民一人当たりの決算額

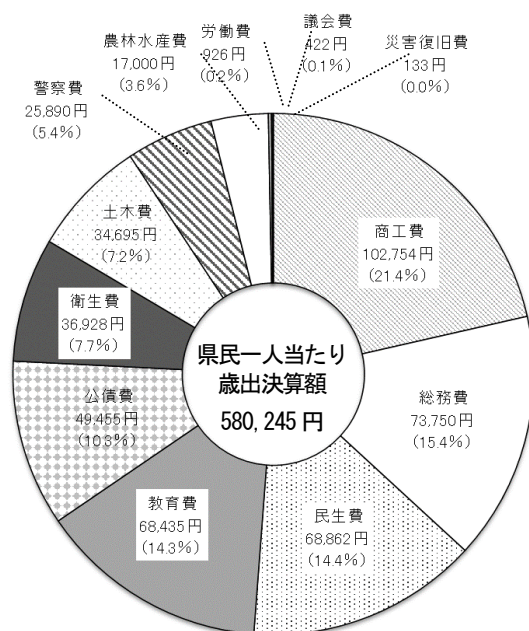
(単位：円)

項 目	県民一人当たりの決算額			歳 出 構成比
	令和4年度決算	令和3年度決算	① - ②	
	①	②		
歳 出	479,250	580,245	▲ 100,995	100.0%
商 工 費	102,754	196,414	▲ 93,660	21.4%
総 務 費	73,750	71,020	2,730	15.4%
民 生 費	68,862	68,692	170	14.4%
教 育 費	68,435	64,392	4,043	14.3%
公 債 費	49,455	64,150	▲ 14,695	10.3%
衛 生 費	36,928	37,279	▲ 351	7.7%
土 木 費	34,695	34,742	▲ 47	7.2%
警 察 費	25,890	25,308	582	5.4%
農 林 水 産 費	17,000	16,633	367	3.6%
労 働 費	926	1,008	▲ 82	0.2%
議 会 費	422	419	3	0.1%
災 害 復 旧 費	133	188	▲ 55	0.0%
歳 入	589,396	586,298	3,098	
県 税 等	170,228	163,051	7,177	
県 債 残 高	570,736	573,869	▲ 3,133	

※1 県債残高は臨時財政対策債、減収補填債を除く

※2 人口 5,378,405人(令和5年4月1日現在)

◇県民一人当たりの決算額(構成比)



## ◇財政・健全化判断比率用語集

### 1 財政関係

#### (1) 歳入歳出分

臨時財政対策債	地方一般財源の不足を補填するために、本来地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される特例地方債（地方公共団体が借入れ、後年度の償還費について全額地方交付税に算入される。）
減収補填債	地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債（後年度の償還費の75%について地方交付税に算入される。）
単独事業	地方公共団体が、国からの補助等を受けずに実施する事業
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費
補助費等	一定の行政目的から、市町、出資団体、民間団体に対する支出金

#### (2) 財政指標分

形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額
実質収支	形式収支から、翌年度へ繰り越した事業の財源として収入済みの歳入額を控除した、実質的な決算。地方公共団体の黒字（赤字）は、これにより判断される。
単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支（前年度までの決算剰余金）を差し引いた、当該年度だけの収支額
実質単年度収支	単年度収支に含まれる実質的な黒字要素である財政基金積立金や赤字要素である財政基金取崩額を控除した額
経常収支比率	県税、普通交付税などの経常的な一般財源収入のうち、人件費や施設維持費などの経常的経費に充当された一般財源の割合。数値が低いほど財政の弾力性が高いことを示す。 ○経常経費充当一般財源／経常一般財源総額

### 2 健全化判断比率関係

実質公債費比率	<p>公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と、許可を要する団体の判定に用いられるもの。18%以上となる団体については、起債に当たり許可が必要となる。また、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。</p> <p>○ <math>\{(A+B+C)-(D+E)\} / (F-E)</math> の3か年平均</p> <p>A = 当該年度の元利償還額（繰上償還分は除く）          B = 準元利償還金（公営企業への繰入金、債務負担行為のうち公債費に準ずるもの等）          C = 減債基金積立不足に対する加算(※)          D = 元利償還金又は準元利償還に充てられた特定財源          E = " " に対する交付税措置額          F = 標準財政規模（含む、臨時財政対策債発行可能額）</p> <p>(※) 減債基金積立不足に対する加算</p> <p><math>a \times (1 - b / c)</math></p> <p>a = 満期一括債の実質償還額          b = 前年度末減債基金残高          c = 前年度末あるべき減債基金残高</p>
将来負担比率	<p>一般会計等が将来負担することが見込まれる実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標であり、早期健全化基準は400%である。</p> <p>○ <math>\{(A) - (\text{充当可能基金等} + \text{交付税算入見込額})\} / (\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額})</math></p> <p>※A将来負担額の内容</p> <p>① 一般会計等の地方債現在高          ② 債務負担行為に基づく支出予定額(公債費に準ずるもののみ)          ③ 一般会計等以外の会計における地方債の元金償還に充てるための繰出見込額          ④ 加入する組合等における地方債の元金償還に必要な負担見込額          ⑤ 一般会計等が負担する退職手当支給予定額          ⑥ 設立した法人の負債の額等、その者のために債務を負担している場合の負担見込額(公社、第3セクター等の損失補償額等及び制度融資等の損失補償額)          ⑦ 連結実質赤字額          ⑧ 組合等の連結実質赤字額のうち、一般会計等の負担見込額</p>



(注)

この説明資料は、地方自治法第233条に基づく監査委員の審査及び議会の認定前の決算に関して作成したものである。

## 第364回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

### （条例案件）

- 1 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例
- 2 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 3 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 4 兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例

### （その他案件）

- 1 県が行う建設事業についての市町負担額の決定
- 2 国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業についての市町負担額の決定
- 3 国営土地改良事業についての市町負担額の決定
- 4 県が行う建設事業についての市町負担額の決定
- 5 国営明石海峡公園整備事業についての神戸市負担額の決定
- 6 令和4年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分
- 7 令和4年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分
- 8 令和4年度兵庫県企業資産運用事業の利益剰余金の処分
- 9 和解及び損害賠償額の決定
- 10 和解及び損害賠償額の決定
- 11 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第5、第6、第7高架橋上部工事請負契約の変更
- 12 都市計画道路国道2号線加古川橋加古川橋上部工工事請負契約の変更
- 13 県営尼崎西川住宅第2期建築工事請負契約の変更
- 14 上湊川高層住宅 高層住宅耐震等改修建築工事請負契約の変更
- 15 大鳴門橋自転車道設置工事委託契約の締結
- 16 尼崎西宮芦屋港港湾荷役用機械更新工事請負契約の締結
- 17 兵庫県立川西こども家庭センター一時保護所（仮称）建築工事請負契約の締結

### （決算案件）

- 1 令和4年度兵庫県一般会計歳入歳出決算の認定
- 2 令和4年度兵庫県県有環境林等特別会計歳入歳出決算の認定
- 3 令和4年度兵庫県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 4 令和4年度兵庫県公共事業用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 5 令和4年度兵庫県営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 6 令和4年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 7 令和4年度兵庫県庁用自動車管理特別会計歳入歳出決算の認定
- 8 令和4年度兵庫県公債費特別会計歳入歳出決算の認定
- 9 令和4年度兵庫県自治振興助成事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 10 令和4年度兵庫県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 11 令和4年度兵庫県小規模企業者等振興資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 12 令和4年度兵庫県農林水産資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 13 令和4年度兵庫県基金管理特別会計歳入歳出決算の認定
- 14 令和4年度兵庫県地方消費税清算特別会計歳入歳出決算の認定
- 15 令和4年度兵庫県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 16 令和4年度兵庫県病院事業会計決算の認定
- 17 令和4年度兵庫県水道用水供給事業会計決算の認定
- 18 令和4年度兵庫県工業用水道事業会計決算の認定
- 19 令和4年度兵庫県水源開発事業会計決算の認定
- 20 令和4年度兵庫県地域整備事業会計決算の認定
- 21 令和4年度兵庫県企業資産運用事業会計決算の認定
- 22 令和4年度兵庫県地域創生整備事業会計決算の認定
- 23 令和4年度兵庫県流域下水道事業会計決算の認定



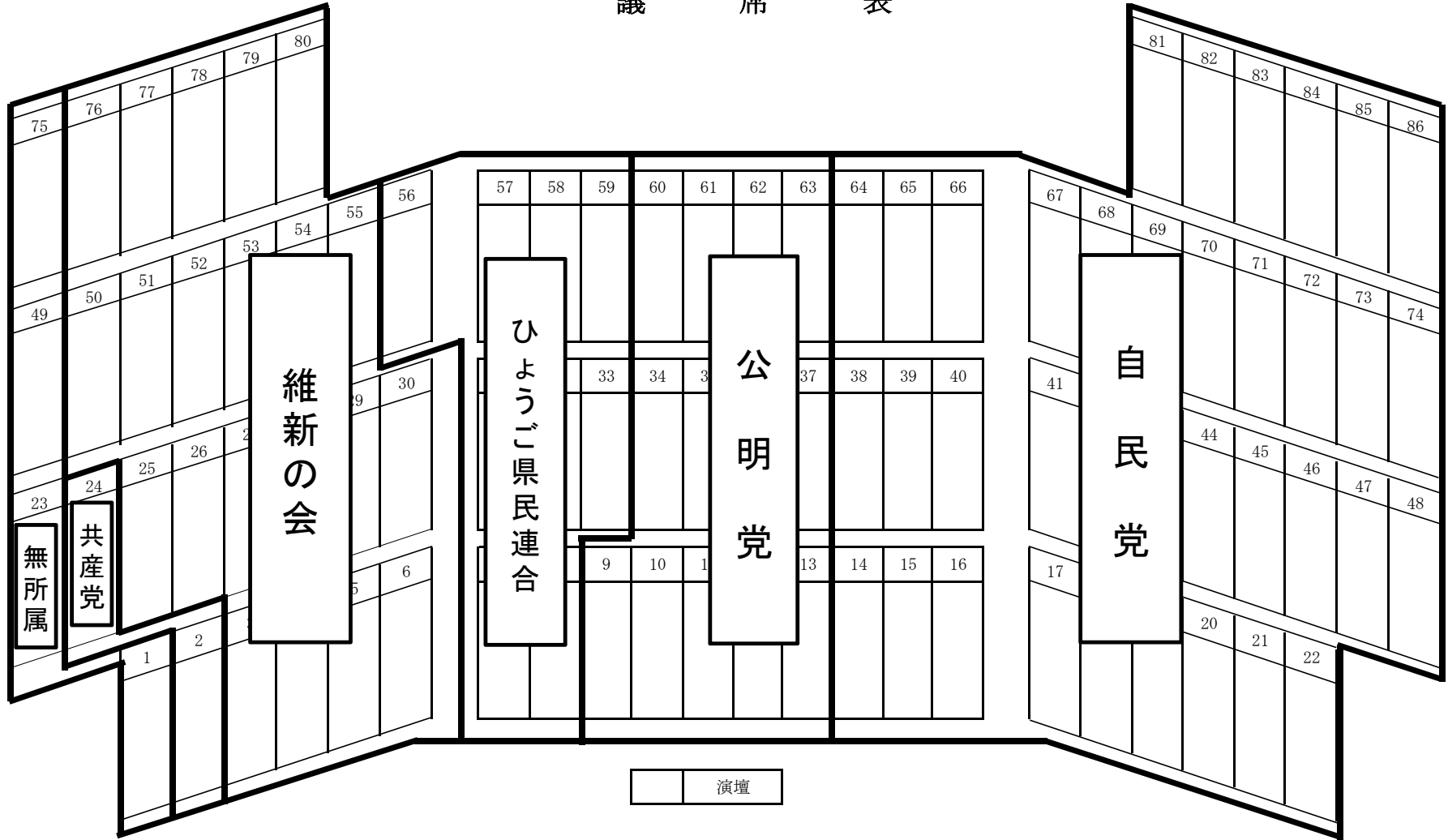
第364回定例兵庫県議会審議日程（案）

（会期34日間）

月 日	曜	本会議	委員会	審議日程	備考
9. 20	水	本会議	議会運営委員会	開会、議席一部変更、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、議案上程、 知事提案説明	
21	木			} 休 会	議案熟読
22	金				
23	⊕				
24	⊕				
25	月	本会議	議会運営委員会	質疑・質問（代表）	
26	火	本会議		質疑・質問（一般）	
27	水	本会議		質疑・質問（一般）	
28	木	本会議	議会運営委員会 （決算特別委員会）	質疑・質問（一般） 委員会付託	決算特別委員会設置
29	金		常任委員会 決算特別委員会	付託議案審査	
30	⊕			} 休 会	
10. 1	⊕				
2	月		常任委員会	付託議案審査	
3	火	本会議	議会運営委員会	委員長報告、討論、表決、追加議案上程、 知事提案説明、表決	
4	水		決算特別委員会	付託議案審査	
5	木		決算特別委員会	付託議案審査	
6	金		決算特別委員会	付託議案審査	
7	⊕			} 休 会	
8	⊕				
9	⊕				
10	火		決算特別委員会	付託議案審査	
11	水		決算特別委員会	付託議案審査	
12	木		決算特別委員会	付託議案審査	
13	金		決算特別委員会	付託議案審査	
14	⊕			} 休 会	
15	⊕				
16	月		決算特別委員会	付託議案審査	
17	火		決算特別委員会	付託議案審査	
18	水		決算特別委員会	付託議案審査	
19	木		決算特別委員会	付託議案審査	
20	金		決算特別委員会	付託議案審査	
21	⊕			} 休 会	
22	⊕				
23	月	本会議	議会運営委員会	委員長報告、討論、表決、請願処理、 その他、閉会	

R5.9.20～

# 議 席 表



演壇

演壇

議長 局長

## 議会改革の検討の進め方について（試案）

### 1 議会運営委員会所管の検討項目

#### （1）当面の検討項目

「議会運営に関する申し送り事項」や「新議会の基本問題」に記載された事項等について、協議・検討を行う。

#### 【検討項目】

- ① ペーパーレス化の一層の推進
- ② 常任委員会室のオンライン環境の整備
- ③ 議会BCPの策定
- ④ 閉会中の常任委員会における効果的、効率的な質疑のあり方
- ⑤ 安定的な地域代表の確保に向けた検討の議論
- ⑥ 本会議における質疑・質問に関する申し合わせ事項の見直し
- ⑦ 地方自治法の改正を踏まえた議会手続きのオンライン化

#### （2）追加検討項目

各会派から提案のあった項目のうち、議会改革の検討の場で取扱うとされたものについて、「当面の検討項目」と併せて協議・検討を行う。

### 2 議会運営委員会所管以外の検討項目

所管の各会議において、検討の着手時期や進め方等、その取扱いを含めて協議・検討を行う。

#### 【検討項目】

- ① 議員連盟のあり方
- ② 議会庁舎のセキュリティの強化
- ③ 長期欠席議員の議員報酬の取扱
- ④ 親しみやすい議会広報のあり方

## 検討スケジュールについて（試案）

時 期	内 容	備 考
8月18日 (1ヵ月前議運)	<b>議運委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「当面の検討項目」及び検討スケジュールの試案を提示</li> <li>・各会派に対し「追加検討項目」の検討依頼</li> </ul>	
9月 (1週間前議運)	<b>議運委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「当面の検討項目」及び検討スケジュールの確認</li> <li>・「追加検討項目」にかかる提案会派からの説明</li> </ul>	
9月～10月	<b>議運委員会（2回程度）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「当面の検討項目」に対する各会派の意見開陳、委員間討議</li> <li>・「追加検討項目」の取扱い協議、決定</li> <li>※ 案件によっては小委員会を設置</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">                     並行して代表者会議、 広報委員会等で協議                 </div>
10月～2月	<b>議運委員会（2～3回程度）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「当面の検討項目」に対する委員間討議</li> <li>・「追加検討項目」に対する各会派の意見開陳、委員間討議</li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">                     協議が整った事項 から実施方法等について 検討、実施                 </div>
2月～3月	<b>議運委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの協議結果の整理</li> </ul>	
3月	<b>議運委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討結果の最終とりまとめ</li> <li>・議長に答申</li> </ul>	検討結果をホームページに掲載

議会運営に関する申し送り事項について

令和5年2月28日

今期4年間における議会運営の経験等を踏まえ、新議会発足後の議会運営上、基本的な事項について、次のとおり申し送りすることとする。

## 1 新議会世話人会設置準備会について

一般選挙後、速やかに会派構成を確定し、新議会世話人会を発足させるため、各会派代表者会議の構成員（新規結成会派の代表者を含む。）により組織する「新議会世話人会設置準備会」を設け、次の事項を協議する。

- (1) 会派の結成
- (2) 新議会世話人会の設置及び構成
- (3) 新議会世話人会において協議すべき事項
- (4) 県議会の招集予定
- (5) 会派別議席の配分
- (6) 会派の議員控室部屋割
- (7) その他当面する重要課題

## 2 新議会世話人会について

新議会世話人会を任期開始後、速やかに設置し、次の事項を協議する。

なお、新議会世話人会は、「議会運営委員会」に移行するものであり、一般選挙後最初の県議会開会日の本会議において、原則として、新議会世話人会の構成員を議会運営委員会の委員に選任する。

- (1) 新議会における議会運営の基本問題
- (2) 常任委員会の委員の会派別割り振り
- (3) 常任委員会の正副委員長の会派別割り振り
- (4) 予算、決算特別委員会の設置
- (5) 議会選出監査委員の会派別割り振り
- (6) 議会選出関西広域連合議会議員の会派別割り振り
- (7) 議会選出競馬組合議会議員の会派別割り振り
- (8) 兵庫県・神戸市調整会議の構成員の選出
- (9) 附属機関等の議会推薦委員の会派別割り振り
- (10) 一般選挙後最初の議会の審議日程及び議事日程
- (11) その他

## 3 臨時会の開催について

選挙期日と議員任期の「ずれ」の解消に伴い令和5年4月30日に任期が始まる新議会については、6月定例会までの議長をはじめとする議会役員不在期間を極力縮め、速やかに議会活動を開始するため、正副議長及び議会役員選出、議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任等を行う臨時会を任期開始早々の5月に開催するよう知事当局

と調整する必要がある。

#### 4 議会運営に係る基本事項について

##### (1) 先例、申し合わせ等について

円滑で効率的な議会運営を図るために、これまでの先例や申し合わせ等を尊重するとともに、より一層の議会の活性化にも意を用いた議会運営に努める必要がある。

新議会世話人会での「新議会における議会運営の基本問題」の協議に当たっては、これらを十分踏まえることが適当である。

なお、主な申し合わせ等は別添のとおりである。

##### (2) 常任委員会の運営について

常任委員会は、議会の審議及び政策立案等の能力を充実するとともに、突発する重要な問題に迅速かつ適切に対応し得るよう、閉会中も次のとおり運営することが適当である。

なお、管内・管外調査への出席については、重要な委員会活動の一環であることから、効率的な活動ができるよう、優先して日程調整を図る必要がある。

##### ① 閉会中の運営について

###### ア 委員会の開催

所管事務調査のため、閉会中に月1回程度、委員会を開催する。また、引き続き、インターネット中継を実施する。

###### イ 管内調査

所管事務調査の参考に資するため、管内調査を県内4地区に分けて実施するとともに、併せて閉会中常任委員会の地域開催を実施する。

なお、但馬・丹波地域の管内調査については、当該地域が広域であるため、十分な調査活動を行う観点から、引き続き2泊3日の日程とする。

###### ウ 管外調査

所管事務調査の参考に資するため、委員会単位で年1回管外調査を実施することができる。

##### ② 常任委員会運営要領の策定について

常任委員会の合理的、効率的な運営を図るため、あらかじめ各会派代表者会議で調整の上、正副常任委員長選任後、速やかに正副常任委員長会議を開催し、常任委員会運営要領の策定について協議する必要がある。

##### (3) 特別委員会の設置について

本県議会では、閉会中においても定例的に常任委員会を開催するなど、常任委員会を中心とした活発な委員会活動が行われてきたところである。

常任委員会の所管事項が県政全般を網羅することなどから、特別委員会については、これまでから、予算、決算特別委員会のほか、議員定数等調査特別委員会、行財政運営調査特別委員会など特に重要性、緊急性の高い問題について調査・検討する委員会を、必要な期間にのみ設置して対応することとしており、常設的に設置しないことを例としている。

こうした取扱いは地方自治法の趣旨とも合致するところであり、今後とも常任委員会を中心に調査・審査を行うことが適当である。

## 5 少数会派の取扱いについて

所属議員数6人未満のいわゆる非交渉団体（以下「少数会派」という。）に係る取扱いについては、より一層公平かつ効率的な議会運営に資するため、新議会発足後は、次のとおり取り扱う必要がある。

### (1) 各種会議等への出席について

#### ① 委員会について

ア 議会運営委員会については、「兵庫県議会運営委員会内規」（平成3年9月30日決定）第7条第1項の規定に基づき、従来どおり「委員外議員」として出席を求める。

イ 予算・決算特別委員会を除くその他の特別委員会については、委員会の付議事件や少数会派の所属議員数等を踏まえ、必要に応じて「委員外議員」として出席を求める。

#### ② その他の会議について

各会派代表者会議、各会派政務調査会長会、広報委員会、関西広域連合連携協議会、新議会世話人会及び同準備会等については、交渉団体のほか、原則、所属議員数が一定数以上の少数会派に出席を求める。

#### ③ 議員互助会理事会について

議員互助会理事会については、「兵庫県議会議員互助会規約」第9条第2項に基づき、従来どおり出席を求める。

### (2) 予算、決算特別委員会における総括審査について

予算、決算特別委員会における総括審査は、本会議の代表質問の取扱いに準じ、交渉団体のみ執り行うことを原則とする。

## 6 議会改革の取組について

議会基本条例の理念を具体化し、更なる監視機能や政策提言機能の強化、開かれた議会の実現を図るため、「議会改革の取組の検証に関する報告書（令和4年12月13日）」



の検証結果を踏まえ、新議会においても引き続き議会改革に取り組む必要がある。

## (1) 議会運営のICT化について

1 (1) -①

### ① ペーパーレス化の一層の推進について

タブレット端末の利便性向上を図り、ペーパーレス化を一層推進するため、セキュリティを確保した上でWi-Fi環境がない場合でもオンライン会議等に対応できる端末への変更、議員の私用端末の活用、プリンターの選択や庁外でのデータ入手が可能となるタブレット機能強化について、検討を行う必要がある。なお、検討にあたっては、通信費用の発生や、議会LANを含む県庁WANのセキュリティ確保等の課題があることを考慮する必要がある。

また、令和6年度以降の端末機については、議員PCとタブレット端末の統合の可否も検討した上で、機能、スペック、使いやすさを考慮して機種・画面サイズ等を決定することとする。

### ② 常任委員会室のオンライン環境の整備について

1 (1) -②

全常任委員会の録画配信及びネット中継を可能とするために、大・中会議室以外の委員会室へのオンライン開催設備の整備について、庁舎大規模改修時などのタイミングで検討を行う必要がある。なお、検討にあたっては、改修工事と合わせ映像設備や動画の圧縮・変換等を行う機器、回線の追加、サーバの拡充等の課題があることを考慮する必要がある。

また、オンライン委員会等に参加するためのパソコンやタブレット操作に係る議員研修会を定期的に行う必要がある。

## (2) 県民に開かれた議会の推進について

上記のオンライン環境整備が図られた際には、大・中会議室以外の委員会室等で開催される常任委員会についてもインターネット中継を行い、映像を記録するとともに、その映像や音声を議員が活用することについて検討を行う必要がある。

## (3) 議会における危機管理対応の強化について

### ① 危機管理に関する申し合わせ等の周知について

「危機発生時における議会の対応に関する申し合わせ」や議員向けの「危機発生時初期行動」について、引き続き周知を図る必要がある。

1 (1) -③

### ② 議会BCPの検討について

感染症拡大期や大規模災害時においても議会機能を停止させず、必要な対応を行うため、新型コロナウイルス感染症が一定収束した後、「新型コロナウイルス感染症対策調整会議」での対応等を含めた検証を行い、その上でBCPの必要性を含めた協議を行う必要がある。なお、初動体制確立については、「危機発生時における議会の対応に関する申し合わせ」や議員向けの「危機発生時初期行動」を今後の議論の

基礎とする。

### ③ 議会における危機管理訓練について

クラウドメールを活用した安否確認訓練、議場でのシェイクアウト訓練及び避難訓練を、引き続き行う必要がある。

### (4) 閉会中の常任委員会における効果的、効率的な質疑について

1 (1) -④

閉会中の常任委員会の議事「その他」における質疑のあり方について、効果的・効率的な委員会活動や出席者の働き方改革、緊急性がある課題への対応等を踏まえた上で、検討する必要がある。

### (5) 議員連盟のあり方について

2-①

既存の議連も含め、有志の勉強会等との違いや設立方法の明確化といった運営に関するルール等について、新型コロナウイルス感染症収束後の活動状況や事務局職員の負担等を検証しつつ、具体的な検討事項や検討時期を含め、議論する必要がある。

### (6) 議会庁舎のセキュリティの強化について

2-②

事件事故等の発生を防止するため、議会庁舎のセキュリティ強化について、検討する必要がある。なお、検討にあたっては、設備等のコスト面の問題、当局庁舎のセキュリティ対策、開かれた県議会のイメージとのバランスを図る必要性といった課題があることを考慮する必要がある。

### (7) 県議会サテライトゼミの充実について

県議会サテライトゼミに受け入れる大学ゼミの対象分野を「地域課題の調査研究やまちづくりの実践等」に限定しない等、募集のあり方を見直すとともに、実施方法等の再構築を含めた改善方策を検討し、充実を図る必要がある。

### (8) 「政調懇話会」及び「政策法務研修」の合同開催等について

「政調懇話会」及び「政策法務研修」を一本化し合同開催とすることにより、学識者等による講演を充実させるよう検討する必要がある。

また、議員提案条例の制定・改正等の政策法務に関しては、法制手続きや政策形成プロセスなど、当司法制所管課等による議員向けの実務的な研修の開催を検討する必要がある。

### (9) 議会改革の取組の検証について

議会基本条例第 24 条において「取組の状況について定期的な検証を行う」と規定されており、原則、議員任期最終年度に当該任期中での議会改革の取組を検証していく必要がある。

## 7 令和 9 年議員改選に向けた議員定数等の見直しについて

令和 9 年議員改選に向けた議員定数等の見直しに当たっては、「兵庫県議会議員の定

数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の附則や「議員定数等調査特別委員会調査報告書（令和4年3月16日）」における特例選挙区の扱いについて、十分留意する必要がある。

また、同調査報告書の「適正な地域代表選出に向けた検討」の内容を十分に踏まえ、安定的な地域代表の確保に向けた検討について、より有意義かつ本質的な議論を早期に進める必要がある。

## 8 議会広報について

新議会における県議会広報基本方針及び新年度の広報計画とその具体的内容については、速やかに議会広報委員会を設置し、協議する必要がある。

なお、引き続き、県民の誰もがわかりやすく見やすい情報の発信と若者の関心をさらに高める広報を目指し、コンテンツの充実や様々なデジタル媒体を活用した広報を研究しながら、より一層親しみやすい県議会となるよう取組を続ける必要がある。

### (1) 県議会だより

引き続き、可能な限りの各戸配布に向けて、配布方法や経費抑制への検討・取組を続ける必要がある。

### (2) はい、県議会です。

広く県民の目にふれるよう配布先などの検討が必要である。

### (3) 若者向け議会広報ポータルサイト

より多くの高校生に参加してもらうとともに、引き続き、若者目線での広報の実施に取り組む必要がある。

### (4) テレビ広報「はい、県議会です。」「2月定例会テレビ中継」

定期的な放送で議会活動を身近に感じてもらう役割はあり、放映の継続が必要と考えるが、内容や費用対効果について検討が必要である。

### (5) インターネット議会中継・録画配信

県事業の進捗状況や県議会の理解促進のため重要なツールであることから、全委員会の中継及び録画配信等を検討する必要がある。

### (6) 県議会ホームページ、県議会フェイスブック

若い世代向けサイト内の充実やさらなる SNS の活用を検討する必要がある。

## 9 委員会発議について

委員会発議に当たっては十分な議論を尽くすとともに、全委員一致の案件について提案することを原則とする。

## 10 当初予算編成に対する「重要政策提言」と「申し入れ」について

議会における政策提言の強化等の観点から、次年度の当初予算編成に当たり各会派(無所属議員を含む)から知事に対し、重要項目に関する「重要政策提言」と網羅的・包括的な項目を内容とする「申し入れ」の2段階で提案を行っており、引き続き実施する必要がある。

## 11 議員報酬の特例減額について

知事等の特別職の給与は、令和5年4月1日以降も減額措置を継続することとされているが、議員報酬における特例減額の延長期間は現任期満了日の令和5年4月29日までとなっている。

については、新任期における特例減額の取扱いについて新議会世話人会で協議する必要がある。

## 12 長期欠席議員の議員報酬の取扱いについて

現在、議員が本会議、常任委員会等の議会行事を長期間欠席した場合にもその間の議員報酬は全額支給されているが、長期欠席を軸とする議員報酬減額の取扱いについて、その必要性の有無も含め、検討する必要がある。

## 13 政務活動費の適正な執行について

政務活動費については、平成26年の不適正使用問題発生以降、会派から議員への精算払い方式の導入、議長への提出書類全てのインターネットによる情報公開など様々な改革を行い、県民の信頼回復に努めてきた。

政務活動費制度の運営にあたっては、引き続き、社会情勢や判例等を踏まえながら、必要に応じて適切に基準等を見直すなど、適正な執行と透明性の確保に向けた不断の取り組みを進めていく必要がある。

## 14 関西広域連合議会について

### (1) 関西広域連合議会議員の選挙について

県議会議員の任期満了に伴い、本県議会選出の関西広域連合議会議員5人全員が欠員となるため、速やかに当該議員を選出する必要がある。

### (2) 関西広域連合議会等との情報共有について

県議会と関西広域連合及び関西広域連合議会との情報共有及び意見交換等を図るため、関西広域連合連携協議会を設置している。新議会においても同協議会により、関西広域連合及び関西広域連合議会との情報共有を図っていく必要がある。

## 15 兵庫県競馬組合議会議員の選挙について

県議会議員の任期満了に伴い、本県議会選出の兵庫県競馬組合議会議員 5 人全員が欠員となるため、速やかに当該議員を選出する必要がある。

なお、昭和 55 年 8 月 21 日開催の各会派代表者会議において、県議会議員選出の同組合議会議員は 1 年で交代すること及びその改選時期は毎年 5 月（現 6 月）定例会と選挙によることが決定されている。

## 16 兵庫県・神戸市調整会議の構成員の選出について

県議会議員の任期満了に伴い、本県議会選出の兵庫県・神戸市調整会議の構成員 2 人全員が欠員となるため、速やかに当該構成員を選出する必要がある。

なお、当該会議が設置された際の議会運営委員会の協議において、構成員は議会としての機関の代表である正副議長を充てることとされ、本会議における選出方法はより簡便な方法である指名推選により実施してきたところである。

## 17 議場コンサートについて

平成 18 年 2 月定例会から、開会日に議場において、兵庫芸術文化センター管弦楽団によるコンサートを開催してきた。県民に親しまれる開かれた県議会をめざす有意義な取組であることから、新議会においても引き続き実施するものとする。

## 18 議場の耐震化等の検討について

当局が実施した議場棟の詳細な耐震診断（時刻歴応答解析）の結果を踏まえ、耐震性が不足する場合は、各会派代表者会議等において施設の耐震化や仮議場への移転等も含めた議場の今後のあり方を検討する必要がある。

## 19 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

県議会においては、「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針」及び「新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応」を定め、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等に取り組んできた。新議会における対応方針や本会議等の対応については、感染状況や感染症法上の位置づけを踏まえて、各会派代表者会議において検討する必要がある。

## 新議会の基本問題について

## 1 議会運営委員会の設置について

新議会発足後の本会議において、正副議長選挙直後に議会運営委員会委員の選任を行い、議会運営委員会を設置するものとする。

## 2 議会運営について

(1) これまでの本県議会における先例や申し合わせ等を踏まえた円滑で効率的な議会運営に努めるものとする。

なお、所属議員数が6人未満の少数会派については、少数会派に係る新議会への申し送り事項を踏まえ取り扱う。

(2) 会議時間の遵守は議会権威の根源をなすものであり、本会議をはじめ、委員会の開会時間を厳守する。

(3) 兵庫県議会会議規則第52条に定める発言通告制度を実施し、通告内容は具体的なものとする。

(4) 質問のとき、要望、意見等を述べて答弁を求めないような発言は避ける。

(5) 議案に対する質疑と県の一般事務に対する質問は併せて許可することができる。

(6) 質疑並びに質問については、必要があるときは時間を制限することができる。

(7) 特別委員会については、予算・決算両特別委員会を除き、議員定数等調査特別委員会、行財政運営調査特別委員会など特に重要性、緊急性の高い問題について、必要な期間のみ設置し、常設的な特別委員会は設置しないこととする。

(8) 委員会における発議については、委員会で十分な議論を尽くすとともに、原則として全委員一致の案件について提案するものとする。

## 3 予算特別委員会について

予算特別委員会を2月定例会で設置し、一般、特別及び企業の各会計当初予算を付託するものとする。

## 4 決算特別委員会について

決算特別委員会を9月定例会で設置し、一般、特別及び企業の各会計決算を付託するものとする。

## 5 議会機能の充実・強化及び議会活性化について

議会基本条例の理念を具体化し、更なる監視機能や政策提言機能の強化、開かれた議会の実現を図るため、「議会改革の取組の検証に関する報告書（令和4年12月13

日)」の検証結果や新議会への申し送り事項等を踏まえ、引き続き、本会議・常任委員会の活性化並びに議会広報の充実等、議会改革に取り組むものとする。

1-⑤

6 令和9年議員改選に向けた議員定数等の見直しについて

議員定数等の見直しに当たっては、「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の附則や「議員定数等調査特別委員会調査報告書（令和4年3月16日）」における特例選挙区の扱いについて、十分留意するとともに、同調査報告書の「適正な地域代表選出に向けた検討」の内容を十分に踏まえ、安定的な地域代表の確保に向けた検討について、より有意義かつ本質的な議論を早期に進めることとする。

7 議員報酬の特例減額について

新任期における議員報酬の特例減額の取扱について協議するものとする。

2-③

8 長期欠席議員の議員報酬の取扱について

長期欠席を軸とする議員報酬減額の取扱について、その必要性の有無も含め、検討するものとする。

2023年5月19日

兵庫県議会議長 内藤 兵衛 様

兵庫県議会議員 丸尾 牧

## 県議会改革に関する申し入れ書

この間、議会改革は着実に前に進んで来ましたが、まだ課題として、残されたものもあります。そこで、県民に役立つ県議会となるよう下記の議会改革の取り組みについて提案致します。政務活動費カーリース料、議員バッジのあり方見直しなど積極的にご検討いただければ幸いです。○印が優先課題。

### 記

#### 1. 議会改革への県民意見の反映について

・県議会として、住民から議会改革の項目の公募、改革項目についての県民アンケート、パブリックコメントなどを実施すること。ひょうご県議会だよりにおいて、議会改革に関する意見を募集すること。

#### 2. 議会活性化に向けての改革

##### (1) 会議の公開等について

・会派代表者会の公開

会派代表者会議を原則公開し、人事などの協議事項のみ非公開にすること。会議が公開されるまでの間、議員の傍聴を認めること。

○常任委員会における請願時の意見陳述制度の創設

紹介議員が請願者の思いを全て代弁することは難しい。県議会で県民の声が活かされていることを可視化するためにも、意見陳述制度を創設すること。

・県議会ホームページに全議員の議案、請願の採決対応を掲載すること。

・年に1回、阪神、神戸、丹波など地域毎に議会報告会を開催し、不特定多数の県民と意見交換できる場を設置すること。

・常任委員会の地方開催時に、傍聴者から意見を聞くこと。

##### (2) 議員の質問について

○議員1人につき年に1回一般質問が出来るようにすること。1人質問答弁を40分にし、午前3人、午後前半3人、午後後半3人とすれば、現在の日程でも対応が可能。質問日を増やすことも考えること。

・文書質問制度を創設し、一般質問を行わない議員も、その時々課題に応じたタイムリーな質問ができるようにすること。

##### (3) 議会選出監査委員の選任について

○監査機能を強化するため、議会選出監査委員の選任を止めること。その体制を継続する場合は、監査委員を1年で辞職せず、最低でも2年務めること。

##### (4) 無所属議員の取り扱いについて

・予算・決算特別委員会における総括審査について、従来行っていたように少数会派、無所属議員も実施できるようにすること。

##### (5) 無所属議員の重要政策提言、予算申入れにおける知事の出席について

○議会として、無所属議員の申し入れにも知事が出席するよう要請すること。



### 3. 財政健全化に向けての改革

#### (1) 政務活動費について

- ・交付額の減額

県の財政事情を考慮して、政務活動費の効率的な執行を行い、交付額を2割減額すること。

○カーリース料については、高級車の利用を保障する必要は無く、支出額の上限を年80万円から少なくとも半減すること。岡山市議会政務活動費カーリース料最高裁判例を考慮し、負担割合上限を4分の1までにすること。留意事項にある政務活動に相応しい車種に限定すること。市民団体の中で、高額カーリース料の返還を求める訴訟の動きもあり、早期に見直しすること。

- ・県政報告紙に掲載する顔写真、プロフィール等について、原則、面積案分し、自己宣伝部分は、政務活動費を支出しないこと。特に1面は、県政に関わる記事を主とすること。

- ・政務調査費で発生した利子について、報告書に記載し、余った場合は返還すること。もしくは、取り扱い口座を、当座預金に限定すること。

#### (2) 会議出席時等の交通費(車賃)について

- ・車で登庁する議員に支給される車賃が、1km37円に設定されており、燃費は1ℓあたり4～5kmに相当する。軽自動車やハイブリッドカーを使用している議員もおり、1ℓ10～15km程度走る車も少なくない。今後も低燃費車が増えてくる。それらのことを踏まえ、燃費1ℓ10km程度相当に設定し、車賃は1km15円に見直すこと。また電気自動車利用の場合にどうするか考えておくこと。

#### (3) 議員報酬について

- ・兵庫県特別職報酬等審議会に諮り、他自治体議会との比較等を行った上で、報酬額を決めること。財政事情を考慮し、さらにその上で、報酬を1割削減すること。

- ・費用弁償が見直されたことを受け、審議会における県議への報酬の支給を原則廃止し、公共交通機関交通費のみ実費支給すること。

#### (4) 議員バッジについて

○金などの高騰により、4年前の1個8640円(税込)から1個14300円(税込)に値上がりしている。

対策として、任期当初のみの交付にし、2期目以降必要であれば、実費での購入にすること。

バッジ製造会社に聞くと、現在の銀台から銅台にし、金張りを金メッキにすると、耐久性に問題なく、購入費用を4～5割削減出来ることから、安価な仕様に見直すこと。

#### 4. 選挙区について

- ・1人区を極力無くし、2人区以上の選挙区とすること。

#### 5. 議員互助会における医薬品等の配布の見直し

- ・医薬品を購入することはほとんどなく、使い勝手が悪いことから、他の商品券(ex コープこうべ商品券)などを選択出来るようにすること。

以上

2023年7月18日

兵庫県議会議長 内藤兵衛 様

兵庫県議会議員 丸尾 牧



ペットボトルの使用見直しとマイボトル（水筒など）使用の推奨を求める申入書

2023（令和5）年4月28日付環境部環境政策課長名で、議会事務局総務課長を含め各課長宛に、ペットボトルほか使い捨てプラスチックの使用削減について、という文章が出されています。その内容は、「会議等で自ら飲物を調達・提供する場合は、原則ペットボトルを使用せず、繰り返し利用できる飲料カップ、又は紙パック飲料（可能であれば紙ストローや生分解性プラスチックストローがついているもの）等の提供をお願いします。」とのこと。本県として、使い捨てプラスチックの使用削減を進めていることから、当然の対応だと思います。

ところが、県議会常任委員会や予算・決算特別委員会においては、ペットボトルが提供され、使用削減に反する対応がされています。

そこで、県議会においても、プラスチック削減について率先垂範するため、今後、常任委員会や特別委員会等におけるペットボトルの提供を止め、マイボトル（水筒等）の使用を推奨することが必要です。

申し入れ事項

県議会において、プラスチック削減を率先垂範するため、今後、常任委員会や特別委員会等におけるペットボトルの提供を止め、マイボトル（水筒等）の使用を推奨することが必要です。

以上

## 会議のペーパーレス化検討小委員会

### 1 設置目的

全議員へ公用タブレット端末を配付し、会議のペーパーレス化を進めるに当たり、課題の検討を行うため、議会運営委員会に小委員会を設置する。

### 2 委員会の名称

会議のペーパーレス化検討小委員会

### 3 委員の定数

7人

### 4 委員の構成

委員会の委員は、正副議長を除く各会派代表者会議の構成員を基本とする。  
共産党については、委員外議員として参加する。  
委員会の委員長は、議会運営委員会委員長を充てる。

### 5 設置期間

令和5年8月18日から調査終了まで

## 会議のペーパーレス化検討小委員会（令和5年度）

### 委員氏名

藤 本 百 男 （議会運営委員会 委員長）

岸 口 みのる （議会運営委員会 副委員長）

山 口 晋 平 （自由民主党 幹事長）

大 豊 康 臣 （自由民主党 副幹事長）

門 隆 志 （維新の会 幹事長）

伊 藤 勝 正 （公明党 幹事長）

上 野 英 一 （ひょうご県民連合 幹事長）

### 委員外議員氏名

庄 本 えつこ （日本共産党 団長）

## 議員派遣決定報告書

令和5年6月22日

地方自治法第100条第13項及び兵庫県議会会議規則第131条第1項ただし書の規定により、議長において次のとおり議員の派遣を決定したので報告します。

決 定 日	令和5年6月21日
目 的	<p>県議会では、議員との政策議論を通じて若者の感性や発想を議会に反映させるとともに、県議会が生きた教育の場となり、若者の今後の実習・実践に活かしていただくことをめざして、県内の大学ゼミを対象に、大学からの申込みに基づく「県議会サテライトゼミ」の受け入れを行っている。</p> <p>各党派政務調査会長等がゼミに出席し、若者との意見交換等を行い、今後の議会活動に生かすことを目的とする。</p>
場 所	神戸市中央区
期 間	令和5年7月7日
その他必要事項 (派遣議員名)	(自由民主党) 大豊 康臣 (維新の会) 増山 誠 (公明党) 小泉 弘喜 (ひょうご県民連合) 迎山 志保 (日本共産党) 久保田 けんじ

## 議員派遣決定報告書

令和5年7月24日

地方自治法第100条第13項及び兵庫県議会会議規則第131条第1項ただし書の規定により、議長において次のとおり議員の派遣を決定したので報告します。

決定日	令和5年7月21日
目的	全国都道府県議会議長会が主催する「新任議員研修会」に出席し、地方議会の基礎的な制度運営について学ぶとともに、地方行財政を取り巻く諸課題など議員の職務遂行に必要な共通知識を深めることを目的とする。
場所	東京都千代田区（砂防会館別館）
期間	令和5年8月8日
その他必要事項 （派遣議員名）	(自由民主党) 大上 和則 白井 かずや (維新の会) 飯島 義雄 北村 智 (公明党) 大塚 公彦 菅 雄史 麻田 寿美 (無所属) 橋本 けいご 前井 まき







令和5年度 夏期の服装について

◎県議会における夏期の服装を次のとおりとする。

(1) 7月、8月

ノー上着、ノーネクタイの軽装

(2) 6月、9月

軽装を奨励

(3) 5月、10月

それぞれの議員が体調や気温等に応じて、軽装にするかどうかを自主的に判断

注) 本会議・委員会への出席及び議員との対応に当たる当局職員の服装については、自主的な判断に委ねる。(議会事務局職員も同様)

月	服装
5月	自主判断
6月	軽装を奨励
7月	ノー上着、ノーネクタイの軽装
8月	
9月	軽装を奨励
10月	自主判断